

別表 我孫子市又は千葉県が決定権を有する都市計画の種類

都市計画の内容		決定権者		都市計画の内容		決定権者			
		市	県			市	県		
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針			◎				○		
都市再開発方針等	都市再開発の方針		○	地域地区	臨港地区	重要港湾等に 係るもの ^{※2}		○	
	住宅市街地の開発整備の方針		○		その他		○		
	拠点業務市街地の開発整備の方針		○		歴史的風土特別保存地区			○	
	防災街区整備方針		○		緑地保全地域	2以上の市町村 にわたるもの		○	
区域区分			◎			その他		○	
地域地区	用途地域	◎			特別緑地保全 地区	近郊緑地特別 保全地区 ^{※3}		○	
	特別用途地区	○				10ha以上 ^{※4}		○	
	特定用途制限地域	○				その他		◎	
	特例容積率適用地区	○				緑化地域		○	
	高層住居誘導地区	○				流通業務地区		○	
	高度地区	◎				生産緑地地区		◎	
	高度利用地区	○				伝統的建造物群保存地区		○	
	特定街区	○				航空機騒音障害防止地区又は航 空機騒音障害防止特別地区		○	
	都市再生特別地区		○		促進 区域	市街地再開発促進区域		○	
	居住調整地域	○		土地区画整理促進区域			◎		
	特定用途誘導地区	○		住宅街区整備促進区域			○		
	防火地域又は準防火地域	◎		拠点業務市街地整備土地区 画整理促進区域			○		
	特定防災街区整備地区	○		遊休土地転換利用促進地区		○			
	景観地区	○		都市施設	道路 (交通広場を 含む。)	一般国道又は 県道		◎	
	風致地区	10ha以上 ^{※1}				○	自動車専用道 路		○
		その他	○				その他		◎
	駐車場整備地区	○			都市高速鉄道		○		

都市計画の内容		決定権者		都市計画の内容		決定権者			
		市	県			市	県		
都市施設	駐車場		◎		都市施設	一団地の津波防災拠点市街地形成施設		○	
	自動車ターミナル		○			一団地の復興再生拠点市街地形成施設		○	
	空港	地方管理空港等 ^{※5}		○		一団地の復興拠点市街地形成施設		○	
		その他	○			電気通信事業施設		○	
	公園、緑地、広場、墓園等	10ha 以上 ^{※6}		○		防風、防火、防水等の施設		○	
		その他	◎		土地区画整理事業	50ha を超えるもの ^{※7}		◎	
	水道その他の供給施設	水道用水供給事業に係るもの		○		その他	◎		
		その他	○		新住宅市街地開発事業		○		
	流域下水道			◎	工業団地造成事業		○		
	公共下水道	2 以上の市町村にわたるもの		○	市街地再開発事業	3ha を超えるもの ^{※7}		○	
		その他	◎			その他	○		
	汚物処理場		◎		新都市基盤整備事業		○		
	産業廃棄物処理施設			○	住宅街区整備事業	20ha を超えるもの ^{※7}		○	
	ごみ焼却場その他ごみ処理施設		◎			その他	○		
	河川、運河その他の水路	1 級河川		○	防災街区整備事業	3ha を超えるもの ^{※7}		○	
		2 級河川		○		その他	○		
		運河		○		新住宅市街地開発事業の予定区域		○	
	その他		○		工業団地造成事業の予定区域		○		
	学校、図書館などの教育文化施設		○		新都市基盤整備事業の予定区域		○		
	医療施設又は社会福祉施設		○		20ha 以上の一団地の住宅施設の予定区域		○		
市場、と畜場又は火葬場		○		一団地の官公庁施設の予定区域			○		
一団地の住宅施設		○		流通業務団地の予定区域			○		
一団地の官公庁施設			○	—					
流通業務団地			○	—					

都市計画の内容		決定権者	
		市	県
地区計画	地区計画	◎	
	防災街区整備地区計画	○	
	歴史的風致維持向上地区計画	○	
	沿道地区計画	○	
	集落地区計画	○	

凡例

法令により計画提案できない都市計画

- ◎ 決定権を有する者を示しており、我孫子都市計画区域に定められている都市計画であることを示します。
- 決定権を有する者を示しており、我孫子都市計画区域に定められていない都市計画であることを示す。

注記

- ※1 2以上の市町村にわたるものに限ります。
- ※2 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾に限ります。
- ※3 近郊緑地特別保全地区とは、首都圏近郊緑地保全法又は近畿圏の保全区域の整備に関する法律による近郊緑地保全計画の保全区域内の特別緑地保全地区をいいます。
- ※4 近郊緑地特別保全地区を除き、2以上の市町村にわたるものに限ります。
- ※5 空港法により国土交通大臣が設置・管理する空港又は地方管理空港に限ります。
- ※6 国又は都道府県が設置する公園、緑地、広場又は墓園に限ります。
- ※7 国の機関又は都道府県が施行すると見込まれるものに限ります。